

別表六（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第4項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は令和3年改正前の措置法第42条の4第4項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「増減試験研究費割合の計算」、「試験研究費割合の計算」及び「税額控除割合の計算」の各欄は、当期が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。
- 3 「割増前税額控除割合10」は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「8又は」及び「0.3又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は9.4」及び「又は0.35」を消します。
- 4 「(7) > 8%又は(7) > 9.4%の場合15」は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「(7) > 8%又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(7) > 9.4%」を消します。